

## 各種データ等

### 1. 枚方市の基準点の累積沈下量

図 1 枚方市基準点における累積沈下量 1

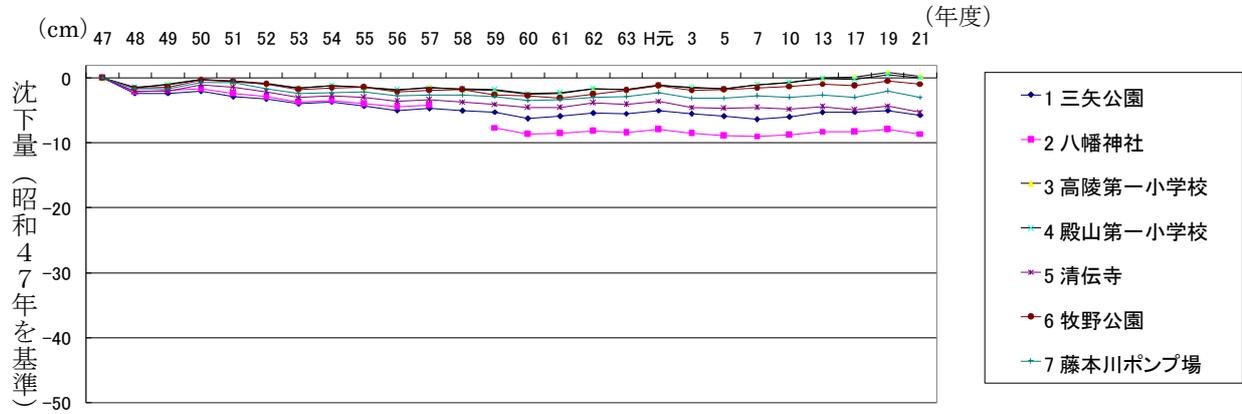


図 2 枚方市基準点における累積沈下量 2

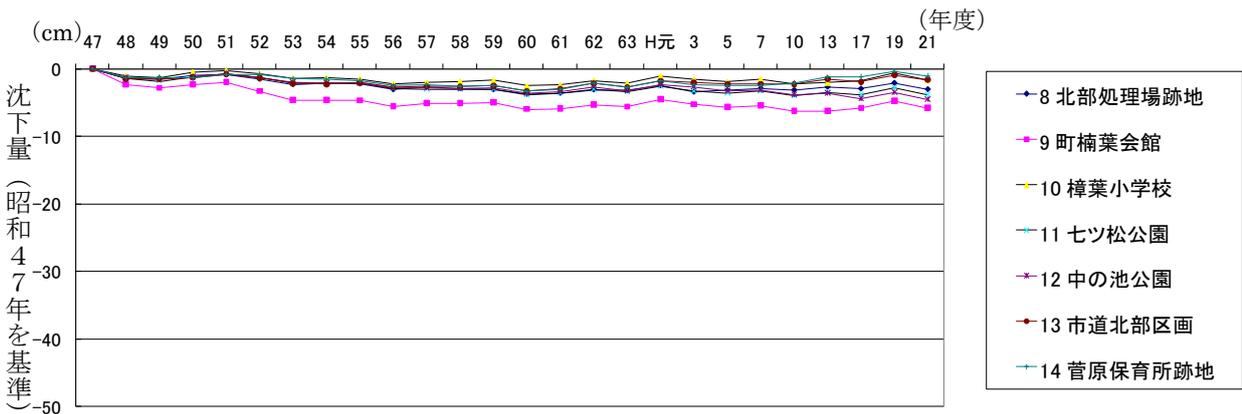


図 3 枚方市基準点における累積沈下量 3

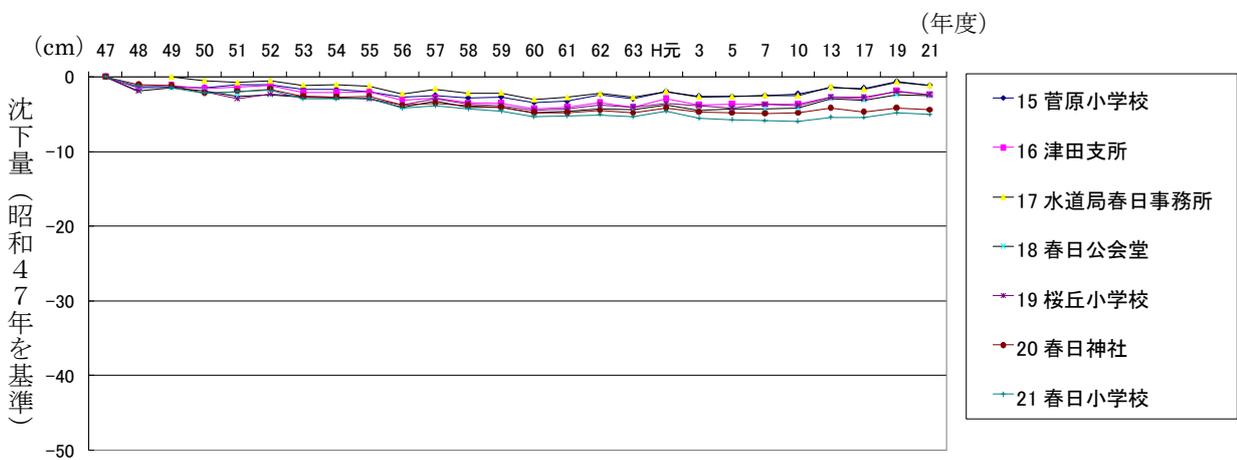


図 4 枚方市基準点における累積沈下量 4

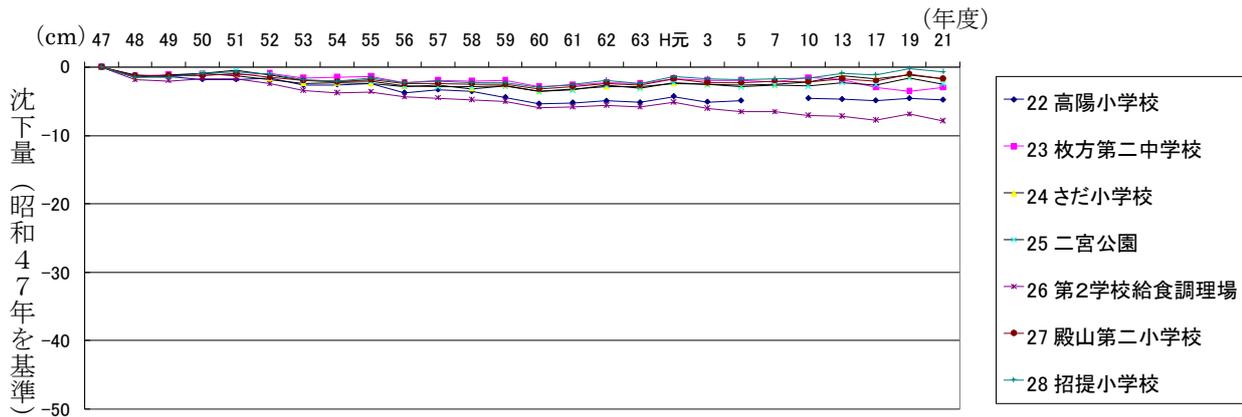


図 5 枚方市基準点における累積沈下量 5

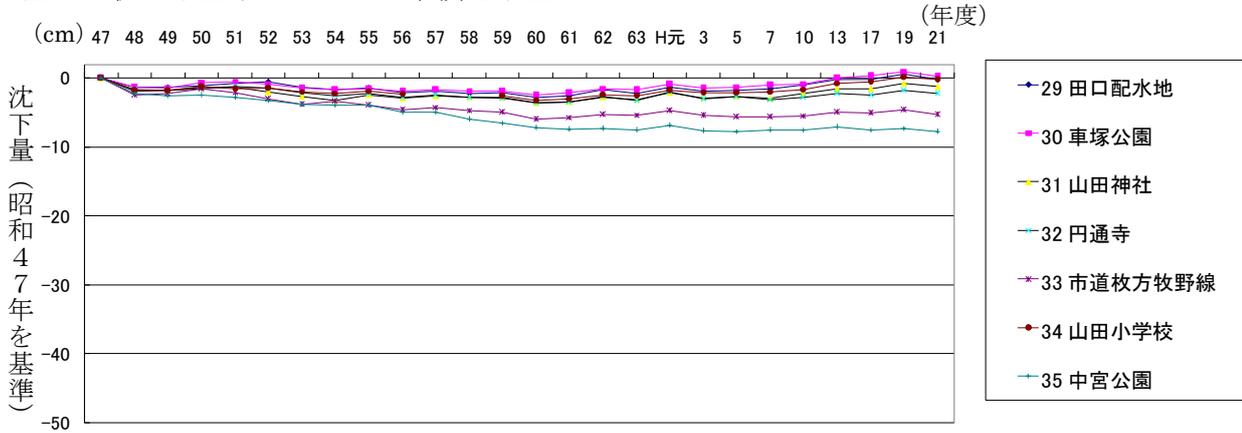
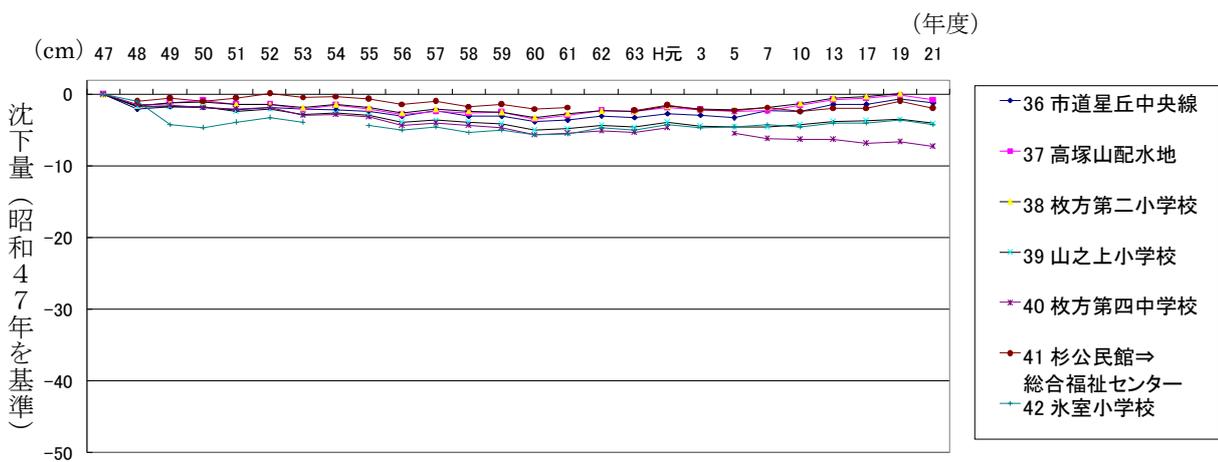


図 6 枚方市基準点における累積沈下量 6



<参考：枚方市内地盤沈下変動量観測地点及び平成 21 年度調査結果>

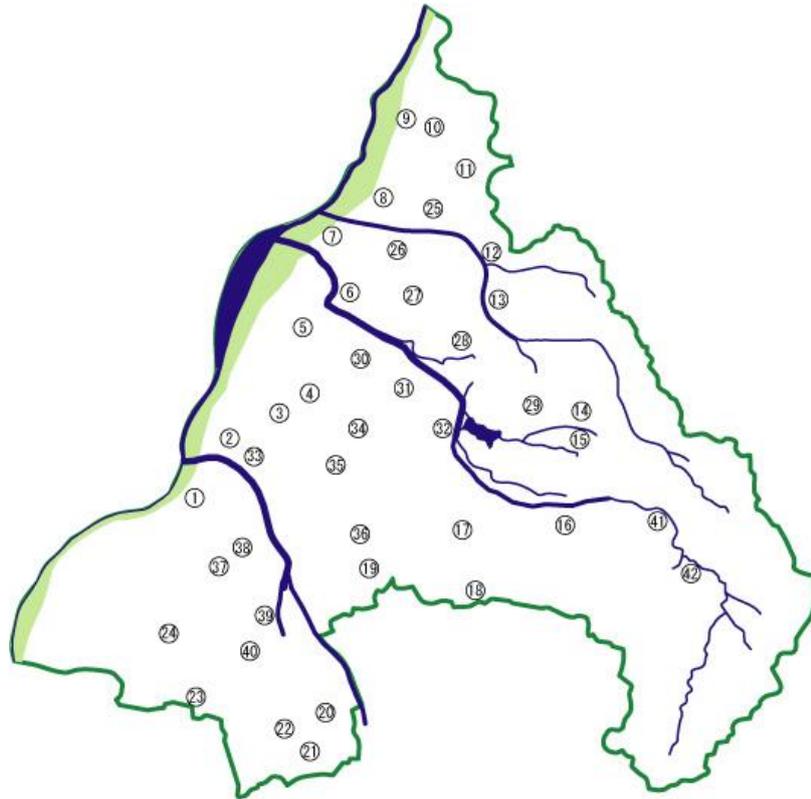


表 1 枚方市内地盤沈下変動量

(単位：cm)

番号	地 点	平成17年度比	平成19年度比	番号	地 点	平成17年度比	平成19年度比	番号	地 点	平成17年度比	平成19年度比
1	三矢公園	-0.50	-0.73	15	菅原小学校	+0.34	-0.55	29	田口山配水池	-0.05	-0.79
2	八幡神社	-0.35	-0.66	16	津田支所	+0.52	-0.54	30	牧野車塚公園	-0.06	-0.72
3	高陵小学校	+0.08	-0.60	17	水道局春日事務所	+0.53	-0.44	31	山田神社	+0.32	-0.51
4	殿山第一小学校	+0.26	-0.42	18	春日公会堂	+0.54	-0.17	32	円通寺	+0.20	-0.46
5	清伝寺	-0.27	-0.96	19	桜丘小学校	+0.33	-0.41	33	市道枚方牧野線	-0.23	-0.65
6	牧野公園	+0.30	-0.48	20	春日神社	+0.25	-0.25	34	山田小学校	+0.29	-0.39
7	藤本川ポンプ場	+0.08	-0.86	21	春日小学校	+0.39	-0.22	35	中宮公園	-0.30	-0.53
8	北部下水処理場跡地	-0.08	-0.94	22	香陽小学校	+0.10	-0.21	36	星丘中央線	+0.22	-0.50
9	町楠葉会館	+0.04	-1.10	23	第二中学校	+0.05	+0.52	37	鷹塚山配水池	-0.23	-0.65
10	樟葉小学校	+0.19	-1.01	24	蹉跎小学校	-0.04	-0.55	38	枚方第二小学校	改埋	改埋
11	七つ松公園	+0.01	-1.00	25	二宮公園	+0.12	-0.93	39	山之上小学校	-0.25	-0.55
12	中の池公園	+0.10	-1.08	26	牧野小学校	-0.16	-0.99	40	第四中学校	-0.42	-0.66
13	北部区画第2号線	+0.28	-0.67	27	殿山第二小学校	+0.32	-0.65	41	総合福祉センター	-0.03	-0.98
14	菅原保育所跡地	+0.14	-0.67	28	招提小学校	+0.42	-0.50	42	氷室小学校	-0.18	-0.66

## 2. 他自治体における基準点の累積沈下量

### (1) 寝屋川市

図 7 寝屋川市（国道 170 号以西）の基準点における累積沈下量

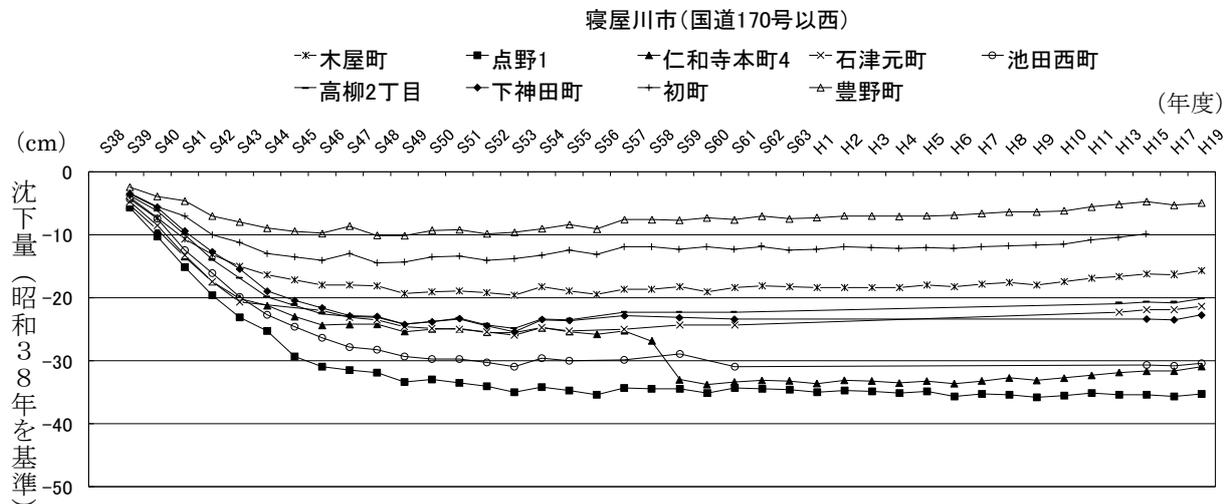
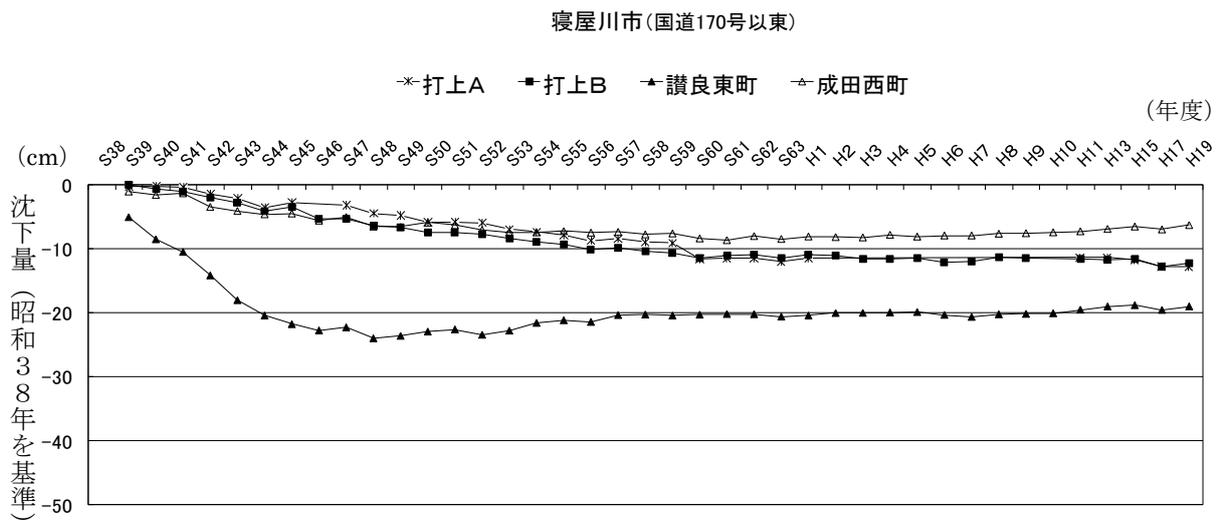
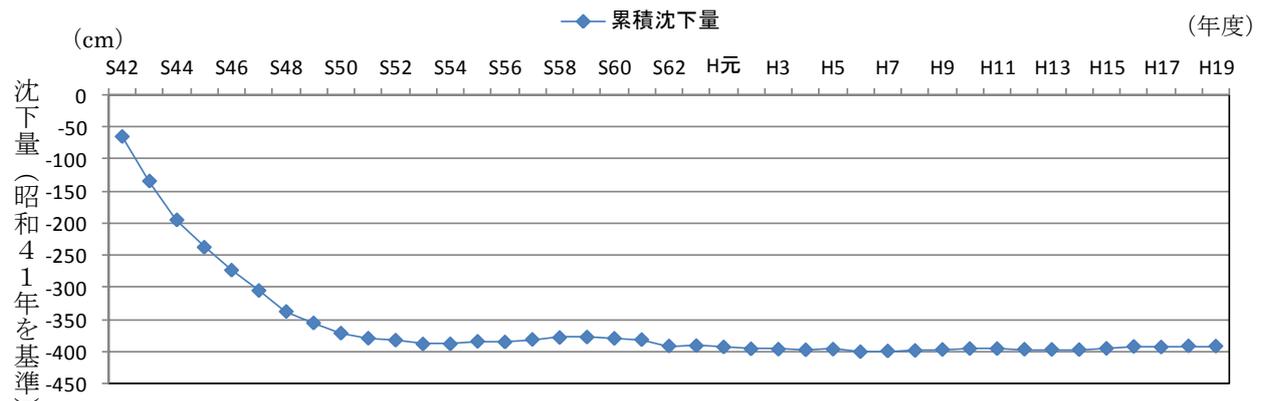


図 8 寝屋川市（国道 170 号以东）の基準点における累積沈下量



### (2) 東大阪市

図 9 東大阪市の基準点における累積沈下量

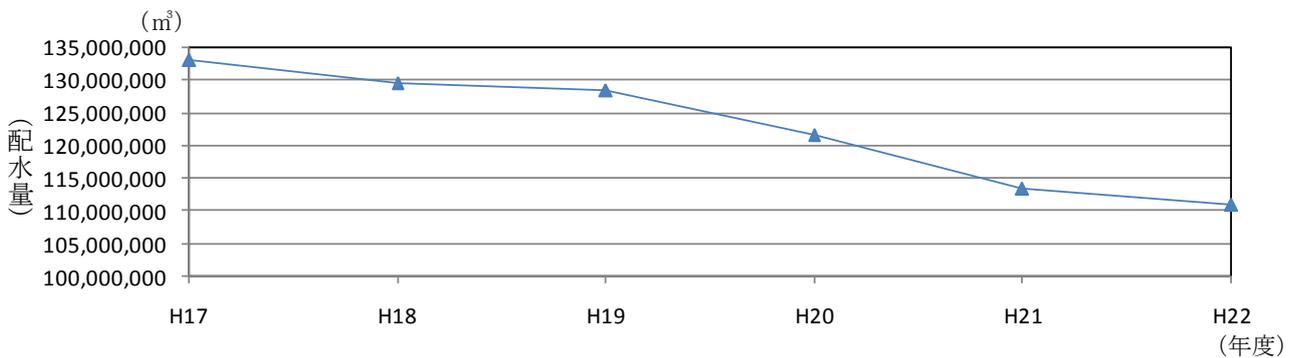


### 3. 工業用水道

#### (1) 大阪府域における工業用水道の給水範囲



#### (2) 大阪府域における工業用水道の配水量の経年変化

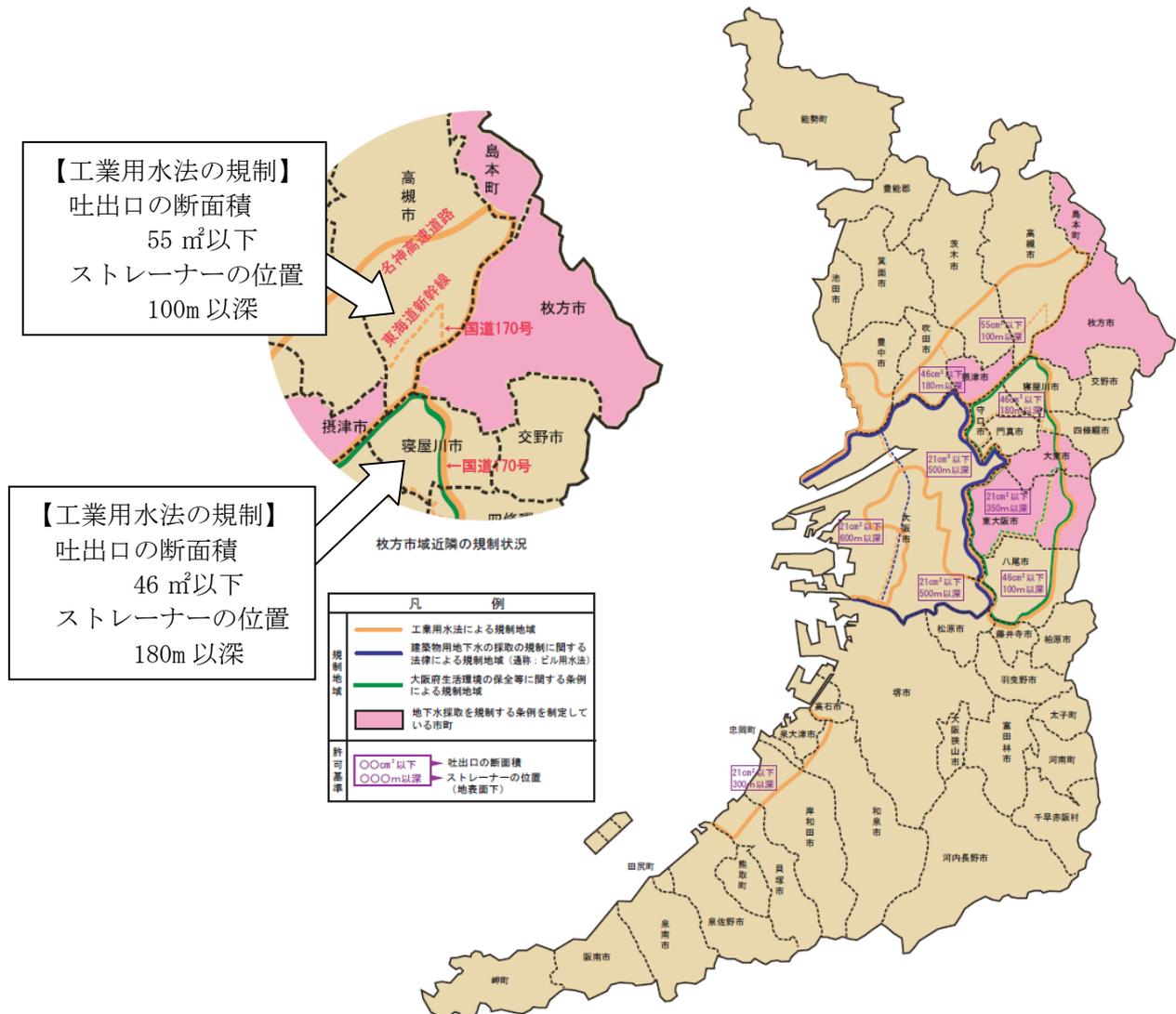


## 4. 大阪府域における工業用水法の規制

●工業用水法による規制

工業用水法施行令別記(第一条関係)第四、十一、十二号の地域に設置する井戸のうち、次の表の左欄に掲げる地域に設置するものについては、その揚水機の吐出口の断面積及びストレーナーの位置がそれぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる基準に該当する必要があります。また、令別記第十五号の地域に設置する井戸については、その揚水機の吐出口の断面積が二十平方センチメートル以下で、かつ、そのストレーナーの位置が地表面下三百メートル以深であるという基準に該当する必要があります。

地域(工業用水法施行令別記第四号)	揚水機の吐出口の断面積(平方センチメートル)	ストレーナーの位置(地表面下メートル)
イ 福島区、此花区、港区、大正区、浪速区(一般国道二十六号線以西の地域に限る。)、西淀川区、淀川区(一般国道百七十六号線との交差点以北の阪急電鉄神戸本線及び当該交差点以南の一般国道百七十六号線以西の地域に限る。)、住之江区(一般国道二十六号線以西の地域に限る。)、西成区(一般国道二十六号線以西の地域に限る。)、及び北区(大淀北一丁目及び二丁目、大淀中一丁目から五丁目まで、大淀南一丁目から三丁目まで並びに中津五丁目から七丁目までに限る。)	二以下	六〇〇以深
ロ イに掲げる地域以外の地域	二以下	五〇〇以深
地域(工業用水法施行令別記第十一号)	揚水機の吐出口の断面積(平方センチメートル)	ストレーナーの位置(地表面下メートル)
イ 一般国道百七十号線以西で東海旅客鉄道東海道新幹線以南の地域並びに市道三島千里丘線との交点以南の府道大阪中央環状線、その交点から府道正雀停車場線との交点までの市道三島千里丘線、その交点から府道高槻京都線との交点までの府道正雀停車場線、その交点から府道大阪中央環状線との交点までの府道高槻京都線及びその交点以北の府道大阪中央環状線以西の地域	四六以下	一八〇以深
ロ イに掲げる地域以外の地域	五五以下	一〇〇以深
地域(工業用水法施行令別記第十二号)	揚水機の吐出口の断面積(平方センチメートル)	ストレーナーの位置(地表面下メートル)
イ 一般国道百六十三号線以北の地域及び一般国道百六十三号線以南の四條畷市	四六以下	一八〇以深
ロ 八尾市及び東大阪市(恩智川以東の地域及び恩智川以西の鷹殿町に限る。)	四六以下	一〇〇以深
ハ イ及びロに掲げる地域以外の地域	二以下	三五〇以深



5. 他自治体等の地下水採取制度

	対 象	制 度	対象となる用途	許可等の条件	その他
工業用水法	動力を用いて地下水を採取する施設で、揚水機の吐出口の断面積が 6 cm <sup>2</sup> を超えるもの	許可制  (指定地域)	(工業の用) ・ 製造業 (物品の加工修理業を含む) ・ 電気供給業 ・ ガス供給業 ・ 熱供給業	・ ストレーナーの位置 ・ 揚水機の吐出口の断面積	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律 (ビル用水法)	動力を用いて地下水を採取する施設で、揚水機の吐出口の断面積が 6 cm <sup>2</sup> を超えるもの	許可制  (指定地域)	(建築物用地下水) ・ 冷房設備 ・ 水洗便所 ・ 暖房設備 ・ 自動車倉庫に設けられた洗車設備 ・ 公衆浴場法による公衆浴場で浴室の床面積が 150 m <sup>2</sup> を超えるもの	・ ストレーナーの位置 ・ 揚水機の吐出口の断面積	
大阪府生活環境の保全等に関する条例	動力を用いて地下水を採取する施設で、揚水機の吐出口の断面積が 6 cm <sup>2</sup> を超えるもの	許可制  (地下水採取規制地域)	(特定用途) ・ 水道事業で給水人口 5000 人以上のもの	・ ストレーナーの位置 ・ 揚水機の吐出口の断面積	地下水採取量の測定と報告
千葉県環境保全条例	動力を用いて地下水を採取する施設で、揚水機の吐出口の断面積が 6 cm <sup>2</sup> を超えるもの	許可制  (指定地域)【地盤沈下地域】	・ 工業 ・ 鉱業 ・ 建築物用地下水 (冷暖房、水洗便所、自動車倉庫に設けられた洗車設備、公衆浴場) ・ 農業 ・ 水道事業、簡易水道事業、専用水道、小規模水道 ・ 工業用水道事業 ・ 10ha 以上のゴルフ場における散水	・ ストレーナーの位置 ・ 揚水機の吐出口の断面積	地下水採取量の測定と報告  ただし、揚水機の吐出口の断面積が 19 cm <sup>2</sup> を超えるもの
宮城県公害防止条例	動力を用いて地下水を採取する施設で、揚水機の吐出口の断面積が 6 cm <sup>2</sup> を超えるもの	届出制  ★ 計画変更あり  (地下水採取規制地域)	(例外規定) 地下水の水源の保全に著しい影響を及ぼすおそれがない場合において、他の水源をもって代えることが著しく困難であると認められるとき、又は建設工事等において地下水の排除のために必要であると認められるときは、この限りでない。	・ ストレーナーの位置 ・ 揚水機の吐出口の断面積	地下水採取量の測定と報告  ただし、揚水機の吐出口の断面積が 19 cm <sup>2</sup> を超えるもの
富山県地下水の採取に関する条例	動力を用いて地下水を採取する施設で、揚水機の吐出口の断面積が 21 cm <sup>2</sup> を超えるもの	届出制 (規制地域)  ★ 計画変更あり	(例外規定) ・ 水道事業用 ・ 工業用水道事業の用途 ・ 農業、林業又は水産養殖業の用途 ・ 道路の融雪の用途 ・ 鉄道又は軌道の融雪の用途 ・ 防火その他保安の用途 ・ 知事がやむを得ないと認めた用途  ※技術基準は対象外となるが、届出は対象となる。	・ ストレーナーの位置 ・ 揚水機の吐出口の断面積	地下水採取量の測定と報告  ただし、揚水機の吐出口の断面積が 21 cm <sup>2</sup> を超えるもの
		届出制 (観察地域)	(指定なし)	(指定なし)	
神奈川県生活環境の保全等に関する条例	動力を用いて地下水を採取する施設で、揚水機の吐出口の断面積が 6 cm <sup>2</sup> を超えるもの	許可制  (地下水の採取を規制する地域)	(許可の特例) ・ 防災又は消防の用 ・ 汚染された地下水の浄化対策 ・ 農業 (他の水源をもって地下水に代えることが著しく困難であるとき)	・ ストレーナーの位置 ・ 揚水機の吐出口の断面積 ・ 揚水機の原動機の定格出力	地下水採取量の測定と報告  地下水位の測定と報告

## 6. その他の資料

1. 地下水採取量 5 万 m<sup>3</sup>/年以上の工場・事業場 (50 音順)

(平成 23 年度)

工場・事業場名	井戸本数	採取量	対前年度採取量との増減及び比率		昭和 48 年度採取量を 100 とした平成 23 年度採取量の比
		(m <sup>3</sup> /年)	(m <sup>3</sup> /年)	(%)	
(株) 大阪ミツカン 大阪工場	5	567,927	△ 16,657	△ 2.8	83.8
共英製鋼(株) 枚方事業所 枚方工場	4	222,103	1,950	0.9	(※2) 49.6
(株) クボタ 枚方製造所	6	128,620	23,738	22.6	11.7
(株) 小松製作所 大阪工場	18	78,310	△ 12,479	△ 13.7	2.0
トーヨー工業(株) 大阪工場	1	88,264	12,650	16.7	25.1
日本精線(株) 枚方工場	24	439,277	△ 38,230	△ 8.0	29.3
枚方ゴルフ場(株)	3	63,671	△ 10,172	△ 13.8	35.3
ひらかたパーク	2	111,545	2,200	2.0	686.8
枚方市立穂谷川清掃工場	2	60,773	△ 6,609	△ 9.8	(※3) 26.0
フジパン(株) 枚方工場	2	116,814	△ 55,641	△ 32.3	734.9
(株) 北條製餡所	1	95,740	1,589	1.7	181.0
明治油脂(株) 枚方事業所	1	102,396	(※4) △ 90,700	(※4) △ 88.6	36.5
理研ビタミン(株) 大阪工場	2	62,440	△ 2,608	△ 4.0	12.5
計	71	(※1) 2,137,880			

※1：市内における年間地下水採取量 2,450,347 m<sup>3</sup>の約 87%に相当

※2：昭和 51 年度採取量を 100 とした平成 23 年度採取量の比

※3：平成 18 年度採取量を 100 とした平成 23 年度採取量の比

※4：平成 21 年度採取量との増減及び比率（平成 22 年度は、工場の承継や建替え等により採取量が少量であったため）